

AI for Science 推進委員会 運営要綱 (案)

令和 8 年 2 月 日
AI for Science 推進委員会決定

AI for Science 推進委員会(以下、「委員会」という。)の議事の公開その他委員会の運営に関し必要な事項は、以下のとおりとする。

(主査)

第 1 条 委員会に主査を置く。主査は必要に応じて主査代理を指名することができ、主査代理は主査が不在の場合はその職務を代理する。

(議事の公開等)

第 2 条 委員会は原則として公開して行う。ただし、主査が、議事の円滑な実施のため議事を非公開とすることが適当であると認めた案件については、議事の全部または一部を非公開とすることができます。

(傍聴)

第 3 条 委員会を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省研究振興局参考官(情報担当)付(以下、「事務局」という。)の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けた者(以下、「登録傍聴人」という。)は、主査が禁止した場合を除き、委員会を撮影し、録画し、又は録音することができる。
- 3 登録傍聴人は、委員会の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。

(資料の公開)

第 4 条 委員会において配布した資料は、公開しなければならない。ただし、第 2 条ただし書の規定により非公開とされた案件に係るものについては、この限りではない。

(議事録及び議事要旨の公開)

第 5 条 事務局は、委員会の議事録を作成し、委員会に属する構成員等に諮った上で、公開しなければならない。ただし、第 2 条ただし書の規定により非公開とされた案件に係るものについては、この限りではない。

2 事務局は、前項ただし書の規定により議事録を作成しない場合その他必要と認められる場合には、当該案件に係る議事要旨を作成し、公開するものとする。

(意見の聴取)

第6条 主査が必要と認める場合には、委員会に属する構成員以外の者に委員会への出席を求め、参考としてその意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第7条 委員会に属する構成員及び前条の規定により委員会に出席する者は、非公開とされた案件に係るものについて他に漏らしてはならない。

(雑則)

第8条 前各条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮って定める。